

## 保育所内で新型コロナウイルス感染が確認された場合等の対応について（改定版）

保育所等において、園児や職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合やその疑いがある場合の施設における対応についてまとめたものです。

施設内で陽性者が判明した場合、濃厚接触者の特定や、休園措置等の対応が必要となりますので、各区保育総合支援担当（川崎区は保育・子育て総合支援センター）と情報共有を図り、感染拡大防止のための適切な対応をお願いいたします。

### 1 市への連絡

在園児又は職員が以下の①～④に該当する場合は、すみやかに園に報告するよう保護者及び職員に周知してください。

また、施設においてこれら状況を把握した場合、

- すみやかに各区保育総合支援担当（川崎区は保育・子育て総合支援センター）に連絡し、
- 「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」を作成し、送付してください。

#### ＜連絡が必要な場合＞

在園児又は職員が

- ① 感染した場合
- ② 感染の疑いがある場合（PCR 又は抗原検査を受けた場合、又は受けることが決まった場合など）
- ③ 保健所に濃厚接触者と特定された場合
- ④ 濃厚接触者になる可能性がある場合（同居する家族において、感染が判明した場合、PCR 又は抗原検査を受けた場合又は受けることが決まった場合など）

所在地	電 話 (平日 8:30～17:15)	メールアドレス ※タイトルに「【コロナ報告】○○○保育園」と記入し送付
川崎区	044-201-3318	45kahoik@city.kawasaki.jp
幸 区	044-556-6672	45sahoik@city.kawasaki.jp
中原区	044-744-3287	45nahoik@city.kawasaki.jp
高津区	044-861-3340	45tkhoik@city.kawasaki.jp
宮前区	044-856-3271	45mohoik@city.kawasaki.jp
多摩区	044-935-3240	45tahoik@city.kawasaki.jp
麻生区	044-965-5226	45ahoik@city.kawasaki.jp

#### ○ 開庁時間外（平日時間外・土・日・祝日）の緊急連絡（※緊急以外の連絡はご遠慮ください）

市に未報告の情報で、開庁時間外に以下の（ア）又は（イ）の情報を把握した場合（臨時休園の対応が必要となる場合、又はその可能性がある場合）は、

- ・ 以下の緊急連絡先電話又はメールアドレスに連絡するとともに、
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」を作成し、各区保育総合支援担当（川崎区は保育・子育て総合支援センター）及び保育第1課（[45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)）宛てに送付してください。

＜緊急を要する連絡＞ 市に未報告の情報で、園児又は職員において

（ア）陽性が判明した場合 （イ）土・日・祝日に検査結果が判明する場合

＜緊急連絡先＞ 緊急用携帯電話

電 話 :

メ ール :

※新型コロナウイルス関連以外でも緊急に連絡が必要な場合も対応。

## 2 臨時休園の判断基準等

関係者の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合や、感染の疑いがある場合は、各区保育総合支援担当（川崎区は保育・子育て総合支援センター）と連携しながら対応してください。

### 2-1 関係者の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合（検査で陽性となった場合）

#### （1）臨時休園の判断

ケース	臨時休園の判断
ア) 職員が陽性の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての職員及び在園児が濃厚接触者となる可能性があることから、保健所による調査が完了するまで、<b>原則、園全体を臨時休園（市の要請に基づく休園）</b>（※ただし、当該陽性者の濃厚接触者がいない場合は休園しません。）</li> </ul>
イ) 在園児が陽性の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>園舎の消毒（消毒専門業者への委託は任意）</b></li> </ul>
ウ) 在園児の同居家族が陽性の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>臨時休園はせず、原則開所</b></li> <li>同居する家族が陽性となった在園児は濃厚接触者となるため、登園停止</li> <li>在園児の送迎者が陽性の場合、接触した保育士についても、保健所による濃厚接触者の調査が完了するまで出勤停止</li> </ul>

#### （2）保護者等への情報提供

##### ① 園児又は職員が陽性の場合

- 臨時休園の場合、すみやかに保護者への情報提供を行ってください。
- 臨時休園の場合、市による報道発表（報道機関への情報提供と市ホームページへの掲載）が行われますが、法人や園のホームページにおいても、臨時休園のお知らせの掲載をお願いいたします。
- 通知にあたっては、該当者の同意を得るとともに、個人情報に配慮してください。また、文言は事前に保健所や区保育総合支援担当と調整を行ってください。
- 保健所の調査の進捗状況や園の再開の見込みなどについて、保護者へのこまめな情報提供を行ってください。

#### ＜保護者への臨時休園に関する通知（第1報）例＞

保護者の皆様

〇〇〇〇保育園  
園長 〇〇〇〇

職員の新型コロナウイルス感染に伴う臨時休園のお知らせ

日ごろより保育園の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、令和2年〇月〇日、本園に在籍する児童において新型コロナウイルス感染が判明したため、**〇月〇日（〇）から当面の間、臨時休園**となりますので、取り急ぎお知らせいたします。

今後につきましては、施設内の消毒を行うとともに、保健所による感染症法に基づく調査が行われ、濃厚接触者の確認、該当者への健康観察と検査の連絡を行う予定となっております。

再開につきましては、保健所と協議の上決定しますが、感染拡大防止のため、休園期間中は自宅での保育をお願いいたします。また、この間、お子様の体調変化がございましたら園までご連絡をお願いいたします。

なお、感染した患者様やご家族の人権尊重と個人情報保護の観点から、保護者の皆様におかれましても、最大限のご理解とご配慮をお願いいたします。

【連絡先】〇〇〇保育園 044-XXX-XXXX  
法人名・担当者名 XX-XXX-XXXX

## ② 職員（在園児）と同居する家族が陽性の場合

- 保護者全員への情報提供は原則不要と考えられますが、園の判断により情報提供する場合は、該当者の同意を得るとともに、個人情報に配慮してください。
- 保護者に情報提供する場合は、内容について事前に区保育総合支援担当と調整を行ってください。

## （3）園再開の判断

ケース	園再開の判断
ア) 濃厚接触者がいない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所と相談のうえ、決定</li> </ul>
イ) 濃厚接触者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>濃厚接触者全員の PCR 検査等の結果が判明するまで、園全体の臨時休園を継続</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) <u>濃厚接触者全員が陰性の場合</u> 保育体制が確保できる場合は、濃厚接触者以外の児童を対象に保育を提供（園の再開）</li> <li>(イ) <u>濃厚接触者から陽性者が出了した場合</u> 新たな濃厚接触者の特定調査と検査を実施し、濃厚接触者全員の陰性が確認できるまでは、引き続き臨時休園を継続</li> </ul> </li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">&lt;休園期間中の代替保育について&gt; 感染拡大防止の観点から、濃厚接触者と特定されなかった児童に対しても、代替保育（一時保育など他園での保育）の利用の自粛を要請</p>

## 2 – 2 関係者に感染の疑いがある場合

### （1）保育所の開所、出勤・登園等の判断

#### ① 関係者が濃厚接触者となった場合

保育所は通常どおり開所し、該当者については以下の対応とします。

濃厚接触者	対 応
ア) 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該職員の健康観察期間中の出勤停止</li> </ul>
イ) 在園児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童の健康観察期間中の登園停止</li> </ul>
ウ) 在園児の同居家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該家族による健康観察期間中の送迎を停止</li> </ul>

#### ② 関係者が PCR 検査等を受けている（受ける予定がある）場合

診断結果が確定するまでは、保育所を通常通り開所し、該当者については以下の対応とします。

検査対象者	対 応
ア) 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果で陰性が確認され、かつ発熱があった場合は解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤・登園の停止</li> </ul>
イ) 在園児	
ウ) 在園児の同居家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果で陰性が確認されるまで、当該児童の登園を停止 ※ 濃厚接触や有症によらない検査（手術のための事前検査や勤務先の意向による検査等）の場合を除く</li> </ul>

### (2) 保護者への情報提供

検査結果で陽性が判明するまでは、原則、保護者全員への情報提供は必要ないものと考えます。

検査結果が判明する前に、園の判断により、保護者への情報提供を行う場合は、該当者に同意のうえ、個人情報に配慮してください。また、文言は事前に区保育総合支援担当と調整を行ってください。

### (3) 検査結果が陽性となった場合に備えた対応

職員又は園児が PCR 検査（又は抗原検査）等を受ける（受けた）ことが判明した段階で、検査結果が陽性となった場合に備え、事前に以下の対応をお願いいたします。

#### ① 園舎の消毒

普段の消毒に合わせて、職員による念入りな消毒作業（共用部分のほか、感染の疑いのある職員や園児、保護者の行動を踏まえた当該者が立ち入ったと考えられる場所も含めた消毒）を行ってください。

#### ② 臨時休園に備えての事前準備

保健所や各区保育総合支援担当（川崎区は保育・子育て支援センター）と連携し、以下の準備を進めてください。

- 保健所による濃厚接触者の調査が迅速に行えるよう、登園記録やシフト表の確認、職員へのヒアリング等により、発症 2 日前からの陽性者の行動について整理し、接触者リストを作成してください。
- 臨時休園等に関する保護者への通知文を作成してください（内容については、事前に区保育総合支援担当と調整してください）。

## 3 濃厚接触者を減らすための見直し

新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、保健所による濃厚接触者の調査が行われますが、陽性者との接触者が多い場合、濃厚接触者の特定作業やその後の PCR 等の検査に時間を使い、園の再開が遅れるだけでなく、新たな感染者が発生する可能性があります。

保育所においては、引き続き「新しい生活様式に配慮した保育事例集」を参考に感染拡大防止のための取組を実施していただくとともに、万が一、保育所関係者（職員、園児、保護者）が陽性となった場合を想定し、以下の項目を参考に職員体制や保育内容等について確認を行ってください。

### 陽性者が出た場合に施設内で濃厚接触者を増やさないための工夫

以下の内容は、これまで各区の保育総合支援担当が行った園へのアドバイスや、実際に感染者が発生した保育所での事例を踏まえた対応策を参考に示したものです。対応策についての相談は、各区保育総合支援担当（川崎区は川崎区保育・子育て支援センター）にお問合せください。

#### ア) 職員のマスクの着用の再徹底

- 会話や声を発するときはマスク着用を徹底する。
- 熱中症対策のため、保育から外れて人との会話がない状況など、飛沫感染の危険性が少ないと判断される場合は、適宜マスクを外す。

#### イ) 保護者の送迎における対応

- 保護者が園舎に立ち入りの際は、必ず手指消毒を行い、マスクを着用するよう周知徹底する。
- 保護者と他の園児との接触を回避するため、送迎時における保護者の保育室内への立ち入りを控える（子どもの受け渡しは、原則、保育室の入口又は玄関等で行う）。

#### ウ) クラス対応

- 合同保育や大勢での集会等は避け、できるだけクラスを固定し、クラス単位で活動する。

## 保育所用

- ・部屋からの移動等においては、他のクラスの園児との接触が無いように注意する。
- ・朝夕の合同保育の時間はできるだけ短くする。職員が確保できる場合は、できるだけメンバーを固定した小さな集団に分けて保育する。

### I) 食事・休憩

- ・職員は子どもと一緒に食事をしない。
- ・子どもの食事の対応時、職員は必ずマスクを着用する。
- ・職員の食事や休憩は、できるだけ密にならないよう、職員間でタイミングをずらすとともに、一緒に食事をする場合は、距離をとり（あるいは仕切りを活用し）、会話は出来るだけ控える。
- ・万が一に備えて、食事や休憩時の同席者を、各自の日誌の中で記録する。

### II) 職員配置

- ・非常勤職員は、できるだけ担当するクラスを固定する。
- ・職員が固定できない場合は、万が一に備えて、職員の行動が追跡できるよう、部屋の出入りの記録や、各自の日誌において担当したクラスを記録する。

## 4 保育料等の取扱い

以下の場合、日割り計算による保育料の減額対象となります。

保育料の減額処理のため、必ず「新型コロナウイルス感染症にかかる連絡票」の提出をお願いいたします。

また、保育料の減額対象期間につきましては、給食費等（主食・副食費、補食費等）の実費徴収分についても、可能な限り徴収額の減額等の対応をお願いいたします。

### ＜保育料の減額対象期間＞

- ア) 市の要請に基づき臨時休園した期間（ただし、園の自主的な休園の場合は、保育料の減免対象とはなりません。）
- イ) 陽性となった児童の登園停止になった日から、保健所に指示された登園可能日の前日までの期間  
(濃厚接触者に特定された後に陽性になった場合は、濃厚接触者と特定され、登園停止になった日から減額対象期間になります。)
- ウ) 濃厚接触者と特定された児童の保健所から指示された健康観察期間（濃厚接触者として特定され登園停止になった日から登園可能日の前日までの期間）
- エ) 在園児の同居家族がPCR検査等を受ける場合、検査結果で陰性が確認されるまで当該児童の登園を停止した期間